

橋本市創業支援資金 利子補給補助金

橋本市では、創業支援資金の対象融資を受けた方に対し、その利子の一部を補助します。

対象融資

金融機関名	対象融資
株式会社日本政策金融公庫	新企業育成貸付
	企業活力強化貸付
	生活衛生貸付のうち新規開業資金に係るもの
和歌山県	新規開業資金



ご利用いただける方（対象者）

以下の要件をすべて満たす方

- ① 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者
- ② 市内に住所及び事業所を有している個人又は市内に本店登記を有している法人
- ③ 事業を開始する前に創業支援資金を受ける者又は事業を開始した日から1年以内に創業支援資金を受ける者
- ④ 市税を完納している者
- ⑤ 創業支援資金を各償還期日ごとに償還している者

補助金額

- ・ 対象返済期間が返済開始月から36ヶ月以内のもの。
- ・ 令和8年1月～12月の間に支払った利子額のうち利子補給利率年1.0%分の利子額に相当する額。
- ・ ただし、貸付利率が年1.0%に満たない場合は、当該貸付利率とする。

申請期限	提出方法	提出先
令和9年1月15日（金）※必着	持参	橋本市 経済推進部 産業振興課

申請書類は
橋本市ホームページより
ダウンロードできます！

問い合わせ先

橋本市 産業振興課 産業支援係

☎ 0736-33-1247



市HP

提出書類等の詳細は裏面をご確認ください！

申請から補助金交付までの流れ

手続きの流れ	提出期限等
(1) 申請書類のダウンロード 橋本市ホームページより、申請書類のダウンロードをお願いします。	令和8年12月中下旬
(2) 補助金の交付申請 下記の書類をご提出ください。 ① 交付申請書（様式第1号） ② 誓約書（様式第2号） ③ （日本政策金融公庫の場合）支払額明細書の写し （それ以外の金融機関の場合）利子支払証明書（様式第3号）（※） ④ 市税完納証明書 ⑤ （個人の場合）住民票 （法人の場合）登記事項証明書 （※）利子支払証明書の発行は、融資を受けている金融機関に依頼してください。	令和9年1月15日（金）
(3) 補助金の交付決定 実際の支払利子額から補助金額を確定した後、市から「交付決定通知書」と「交付請求書」を送付します。	令和9年1月下旬
(4) 補助金の交付請求 市から送付した「交付請求書」に振込先口座情報をご記入の上、ご提出ください。	令和9年2月12日（金）
(5) 補助金の交付 交付請求書に基づき、口座振替にて交付します。	令和9年2月下旬



ご不明な点があれば
お気軽にお問い合わせください！

問い合わせ先

橋本市 産業振興課 産業支援係

☎ 0736-33-1247



市HP

制度の詳細は橋本市HPをご確認ください！